

### 「相続・贈与に詳しい相続税理士 100 選」(日経MOOK) に選出されました。

なお、掲載された記事については、弊事務所ホームページにてご覧いただけます。  
(<http://www.cpakyowa.or.jp/>)

今回は、平成 27 年 1 月から施行されている相続税法の「主な改正の影響」と、相続対策において特に重要な「生前の準備」についてお知らせします。

なお、詳しい内容及びご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

#### 1. 相続税法の主な改正の影響

相続税法の改正は、平成 27 年 1 月から施行されています。遺産総額が同程度でも、この前年に亡くなった人と年明けに亡くなった人とでは、課税の有無や税額に違いが出ます。

##### ・主な改正点① 基礎控除の引き下げ

1つ目は、「基礎控除の大幅な引き下げ」です。

相続税の基礎控除は、改正前は $\langle 5,000$ 万円 $\rangle + 1,000$ 万円 $\times$ 法定相続人の数)でしたが、改正後は $\langle 3,000$ 万円 $\rangle + 600$ 万円 $\times$ 法定相続人の数)となり、4割の引き下げになります。

##### 【遺産総額6,000万円で、法定相続人が子ども2人の場合】

改正前	課税遺産総額	遺産総額	基礎控除
		6,000万円	- 7,000万円 = 0円
	相続税総額	0円	
改正後	課税遺産総額	遺産総額	基礎控除
		6,000万円	- 4,200万円 = 1,800万円
	計算過程	1,800万円 $\div$ 2人=900万円	
		900万円 $\times$ 10%=90万円	
		90万円 $\times$ 2人=180万円	
	相続税総額	180万円 (子ども2人の合計)	

本事例では、改正後は課税されます。

##### ・主な改正点② 税率の引き上げ

2つ目は、最高税率が50%から55%に引き上げられ、税率構造が8段階に変わることです。

法定相続分に 応じた取得価格	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円	55%	7,200万円

##### 【遺産総額5億円で、法定相続人が子ども2人の場合】

改正前	課税遺産総額	遺産総額	基礎控除
			5億円
	相続税総額	1億3,800万円 (子ども2人の合計)	
改正後	課税遺産総額	遺産総額	基礎控除
		5億円	- 4,200万円 = 4億5,800万円
	相続税総額	1億5,210万円 (子ども2人の合計)	

本事例では、改正後は相続税額が1,410万円増加します。

##### ・主な改正点③ 控除額の拡大

3つ目は、相続人が未成年者や障害者の場合に、相続税額から一定の金額が控除される未成年者控除と障害者控除の控除額の拡大です。それぞれ下表のように1年あたりの控除額が増額されています。こちらは納税者に有利な改正です。

##### 【未成年者控除 / 12歳の子どもの場合】

改正前	6万円 $\times$ (20歳-12歳)=48万円
改正後	10万円 $\times$ (20歳-12歳)=80万円

##### 【障害者控除 / 60歳の一般障害者の場合】

改正前	6万円 $\times$ (85歳-60歳)=150万円
改正後	10万円 $\times$ (85歳-60歳)=250万円

##### 【障害者控除 / 60歳の特別障害者の場合】

改正前	12万円 $\times$ (85歳-60歳)=300万円
改正後	20万円 $\times$ (85歳-60歳)=500万円

※ なお、配偶者の税額軽減については変更ありません。すなわち、配偶者については、配偶者の法定相続分と1億6千万円のどちらが多い金額までは相続税はかかりません。

・ **主な改正点④ 贈与税の改正**

4つ目に、相続税と密接に関係する贈与税についても改正されました。親や祖父母からの贈与なら税率が緩和されるほか、相続時精算課税制度は子どもに加え、孫も対象になりました。

これによって、親や祖父母からの生前贈与がしやすくなります。ただし、住宅取得等資金や教育資金の非課税枠も延長・拡充されているので、相続対策で利用する際は慎重な検討が必要です。

【 暦年課税 】

	改正前		改正後			
	税率	控除額	右以外の場合		20歳以上の人が直系尊属(父母、祖父母など)から贈与を受けた場合	
基礎控除(110万円)を差し引いた後の課税価格			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円	〃	〃
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	〃	〃	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	〃	〃	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超	〃	〃	〃	〃	55%	640万円

【 相続時精算課税 】

	改正前	改正後
贈与者	65歳以上	60歳以上
受贈者	20歳以上で、贈与者の推定相続人	20歳以上で、贈与者の推定相続人および孫

・ **主な改正点⑤ 小規模宅地の適用拡大**

5つ目は、居住用の宅地や事業用に使っていた土地は一定面積まで相続時の評価額が減額される「小規模宅地等の特例」も改正され、改正後は、居住用宅地の適用面積が拡大しました。また、下表のAとBを併用する場合、改正前は調整計算による全体での上限額で頭打ちとなっていました。改正後はそれぞれ上限まで適用できるようになりました。

	改正後	条件	減額される面積	減額される割合
A	被相続人が居住していた宅地	配偶者や同居の子が相続し、その後も住み続ける場合	330㎡まで(改正前は240㎡まで)	80%
B	被相続人が事業を営んでいた事業用の宅地	事業を相続人が承継する場合	400㎡まで	80%
C	被相続人が所有する貸付用の宅地	相続人が引き続き貸付事業を行う場合	200㎡まで	50%

【親が居住していた土地(路線価30万円/敷地面積400㎡)を同居する子どもが相続する場合】

	特例Aを適用	
	改正前	改正後
評土地額の	30万円×400㎡ - 30万円×240㎡×80% =6,240万円	30万円×400㎡ - 30万円×330㎡×80% =4,080万円

本事例では、改正後は、土地の評価額を2,160万円減額できます。

II. 生前の準備が相続対策に有効

・ やっておくべき3つの相続対策① 争族対策編

① 財産を分けやすい形にしておく。複数の不動産を持っている場合は、売却や分割により、分けやすくしておくのも一つの方法です。

② 遺言書を作っておく。誰かに多めに遺したいなどの希望を遺言書に書いておけば、遺言内容が優先されます。

③ 生命保険を活用する。債務が多いため、相続放棄が必要となる場合に有効です。

・ やっておくべき3つの相続対策② 節税対策編

① 相続財産を移動して減らす。比較的簡単にできるのが自己所有の財産を、生前に贈与する方法です。ただし、贈与には贈与税がかかるので、相続税との税率の差も考慮しましょう。

具体例として、一定の要件を満たした場合、子や孫への結婚・子育て資金の贈与は1,000万円まで、教育資金の贈与は1,500万円まで非課税となります。

② 土地を多く持っている場合には、「小規模宅地等の特例」を適用できるようにする。

③ 生命保険の活用や、収益物件を生前に贈与することにより、子どもが収益を受け取るようにする。

※ 節税のための土地活用に失敗し財産を失ったり、不公平な贈与により相続時に争いに発展しないように注意が必要です。

・ やっておくべき3つの相続対策③ 納税対策編

納税対策として、預貯金や現金化しやすい財産を準備しておく。不動産を売却しやすい物件に買い換えておいたり、生命保険に加入して死亡時に現金が受け取れるようにしておく方法があります。